平成２１年（フ）第５３号
宮崎県日南市南郷町榎原乙459番地３、住民票上の住所宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地７　栄松Ａ団地３号室
債務者　荒川　志穂（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
宮崎県日南市北郷町郷之原甲1648番地４
債務者　美馬　直子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
宮崎県日南市梅ケ浜１丁目３番１―604号
債務者　田中　文士
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
宮崎県都城市志比田町5815番地　リブハイツ３・102号
債務者　湯地　真之
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第４４３号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1208番地９シーサイド寮203号室
債務者　長﨑　祐太
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
鹿児島県鹿児島市春山町1173番地５
債務者　吉田　誠喜
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4246番地大保アパート205号
債務者　横田　栄次
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
鹿児島県鹿児島市平之町８番12―402号
債務者　有馬　千尋
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
鹿児島県鹿児島市宇宿町826番地住宅4305号
債務者　上園　五月
１　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目23番２号松元ビルＢ204号
債務者　久保　　掌
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目11番地の３
債務者　福増　　巖
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６５号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目11番47号
債務者　牧　　絹代
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
鹿児島県鹿児島市中山町1788番地
債務者　井手上香代子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
秋田市土崎港北７丁目５番95号、住民票上の住所秋田市飯島美砂町５番58号
債務者　鈴木健太郎
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８３号
秋田市中通５丁目１番21号　トーカンマンション中通305
債務者　松本　武徳
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３号
茨城県神栖市平泉903番地81　健友荘２号
債務者　齊藤　桂子（旧姓大槻）
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１０８号
茨城県神栖市太田1436番地52
債務者　内野　清美
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部